

防災・危機管理調査特別委員会資料

(平成24年10月11日)

- 原子力災害及び津波災害に対する警察の対応について 1
(警備部警部第二課)

警 察 本 部

原子力災害及び津波災害に対する警察の対応について

平成24年10月11日
警 察 本 部
(警備部警備第二課)

1 災害対策の見直し・推進状況

(1) 体制の確立

災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築を図るため、震災直後から検討を開始し、警察本部に本部長を長とする「鳥取県警察災害対策検討委員会」を設置するなど、地震・津波・原子力対策等の見直し作業を進めている。

(2) 災害関係規定の見直し等

「鳥取県警察災害警備計画」を全面改正し、警備本部体制の強化、津波に対する避難誘導体制の整備等を図るとともに、「鳥取県警察大規模災害対応業務継続計画」(BCP)を新たに策定した。(H24.7.1施行)

(3) 装備資機材等の整備

平成23年度9月補正予算等により、防災相互波無線機、衛星携帯電話、津波対策等のための救命ボート等の各種装備資機材を県費あるいは国費で整備し、警察署等に配備した。

(4) 教養・訓練

各署の担当者に対する専門教養(災害警備専科)の開始、原子力防災講習の受講、職員非常招集訓練、島根原発に係る両県警察初動対応訓練等を企画・実施している。

2 原子力災害対応

(1) 対策の推進状況

○ 県等関係機関との情報共有

島根・鳥取両県による原子力防災連絡会議及び鳥取県原子力安全対策プロジェクトチームへの参画等により、住民避難計画に係る対策等について情報共有を図っている。

○ 県警察原子力災害警備計画の策定作業

国における原子力対策の進展状況、県あるいは島根県警察における計画の修正状況等を確認しながら、県警察原子力災害警備計画の策定作業を行っている。

○ 放射線防護資機材の整備

県及び国に、放射線粉塵用防護服、ポケット線量計等各種放射線防護資機材の整備を要望している。

(2) 主な警察活動

原子力災害が発生した場合、警察は、自治体・島根県警察等の関係機関と連携し、事故情報・避難情報等の収集、住民の避難誘導、避難等に必要な交通規制、避難区域における犯罪予防等の活動を実施する。

3 津波災害対応

(1) 対策の推進状況

○ 避難場所等の実態把握

各警察署において、管内自治体と連携し、新たな津波被害想定に基づくハザードマップ、避難場所、避難経路等の把握を進めている。

○ 自治体における避難計画作り等への積極的な関与

新たな津波被害想定に基づき自治体が進めている避難計画の策定作業等に積極的に参画している。

○ 避難訓練の実施

境港警察署が、本年4月の水木しげるロード等における津波避難訓練に参加する等、各警察署が自治体主催の防災訓練に参加し、津波に対する避難誘導訓練等を実施している。

○ 装備資機材の整備

本年度当初予算により、救命ボート、胴付長靴、救命胴衣等を整備し、沿岸警察署への配備を予定している。

(2) 主な警察活動

津波災害が発生した場合、警察は、自治体・消防団等の関係機関と連携し、住民等に対する津波警報等の伝達、沿岸住民等の避難誘導、被災者の救出救助、遺体の検視・身元確認、行方不明者に係る相談活動、被災地域における犯罪予防等の活動を実施する。

4 その他今後の取組

東日本大震災規模の大規模複合災害への対応を見据え、引き続き、関係機関・住民等との合同訓練の実施等に取り組むほか、地図情報を活用したシステム、職員の招集・安否確認システム、救助用資機材、非常用備蓄物資等の整備についても検討を進める。